

令和3年3月1日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和3年3月一宮市議会定例会議案(単行)

| | | |
|--------|--|-----|
| 議案第16号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正について …… | 1頁 |
| 議案第17号 | 一宮市職員定数条例の一部改正について …… | 3頁 |
| 議案第18号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例及び尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業施行規程の一部改正について …… | 5頁 |
| 議案第19号 | 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について …… | 7頁 |
| 議案第20号 | 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について …… | 10頁 |
| 議案第21号 | 一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について …… | 12頁 |
| 議案第22号 | 一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について …… | 14頁 |
| 議案第23号 | 一宮市手数料条例の一部改正について …… | 16頁 |
| 議案第24号 | 一宮市保育所条例の一部改正について …… | 27頁 |
| 議案第25号 | 一宮市保健所等設置条例の一部改正について …… | 29頁 |
| 議案第26号 | 一宮市国民健康保険税条例の一部改正について …… | 35頁 |
| 議案第27号 | 一宮市介護保険条例の一部改正について …… | 37頁 |
| 議案第28号 | 一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について …… | 40頁 |
| 議案第29号 | 一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について …… | 45頁 |
| 議案第30号 | 一宮市営住宅条例の一部改正について …… | 47頁 |
| 議案第31号 | 一宮市スケート場の設置及び管理に関する条例の廃止について …… | 49頁 |
| 議案第32号 | 一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について …… | 51頁 |
| 議案第33号 | 一宮市簡易水道事業統合条例の廃止について …… | 53頁 |
| 議案第34号 | 一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について …… | 55頁 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第35号 | 一宮市口腔衛生センターの管理に係る指定管理者の指定について | 57頁 |
| 議案第36号 | 包括外部監査契約の締結について | 58頁 |
| 議案第37号 | 市道路線の廃止及び認定について | 59頁 |
| 議案第38号 | 新市建設計画の変更について | 70頁 |
| 議案第39号 | 損害賠償の額の決定について | 76頁 |
| 承認第1号 | 専決処分の承認について | 77頁 |
| 報告第1号 | 専決処分の報告について | 92頁 |
| 報告第2号 | 一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について | 95頁 |
| 報告第3号 | 一宮市土地開発公社の経営状況の報告について | 100頁 |
| 報告第4号 | 一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について | 111頁 |

議案第16号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3に規定する自動車駐車場の標識の表示に関する基準に係る事務の所管を、財務部からまちづくり部に変更するため、本案を提出する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例(平成24年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「財務部関係(第2条)」を「削除」に、「(第5条・第6条)」を「(第5条—第6条の2)」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第2条 削除

第6条の次に次の1条を加える。

(道路法関係)

第6条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3に規定する自動車駐車場の標識の表示に関する基準については、同条の国土交通省令に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

中核市移行及び再任用職員の採用による増員、労務職員の退職不補充等に伴い、職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)の項中「1,926人」を「2,001人」に改め、同表上下水道部の職員の項中「188人」を「190人」に改め、同表教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の項中「168人」を「110人」に改め、同表消防職員の項中「400人」を「401人」に改め、同表合計の項中「3,967人」を「3,987人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第18号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業施行規程の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例及び尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

条例の規定により署名及びなつ印が必要とされる手続について、なつ印を廃止するため、本案を提出する。

職員の服務の宣誓に関する条例及び尾張都市計画事業一宮外崎土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年一宮市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名なつ印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「印」を削る。

(尾張都市計画事業一宮外崎土地地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 尾張都市計画事業一宮外崎土地地区画整理事業施行規程(平成31年一宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「署名なつ印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

旅費額について陸路旅行に伴う車賃の区分を新設し、及び適切な行程にもかかわらず特段の事由により現行の旅費額では不足する場合において旅費額を増額することができるようにし、並びに条文の整備等を行うため、本案を提出する。

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| |
|-----|
| 鉄道賃 |
| 実費 |

」を

「

| | |
|-----|----|
| 鉄道賃 | 車賃 |
| 実費 | 実費 |

」に改める。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 4 特別職の職員が勤務のためその者の住居等と勤務公署との間を往復する際に費用を要したときは、費用弁償を支給することができる。
- 5 前項の費用弁償の額は、第1項の旅費の例により算定した旅費相当額(日当を除く。)とする。

別表第2中

「

| |
|-----|
| 鉄道賃 |
| 実費 |

」を

「

| | |
|-----|----|
| 鉄道賃 | 車賃 |
| 実費 | 実費 |

」に改める。

別表第3中

「

| |
|-----|
| 鉄道賃 |
| 実費 |

」を

「

| | |
|-----|----|
| 鉄道賃 | 車賃 |
| 実費 | 実費 |

」に改め、同表備考を次のように

改める。

備考 特別車両料金は、支給しない。

(一宮市職員旅費額条例の一部改正)

第3条 一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鉄道賃」の次に「、車賃」を加える。

第3条第3項中「(バス及び軌道を含む。)」を削り、「(バス料金及び軌道料金を含む。)」を「、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行には車賃」に改める。

第4条第2項中「及び別表第3」を削る。

第6条の2第2項中「とする」の次に「ことができる」を加える。

第11条に次の1項を加える。

- 2 旅行者がこの条例の規定による旅費額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費額を支給することができる。

別表第1中

| |
|-----|
| 鉄道賃 |
| 実費 |
| 実費 |
| 実費 |
| 実費 |

」を

| | |
|-----|----|
| 鉄道賃 | 車賃 |
| 実費 | 実費 |
| 実費 | 実費 |
| 実費 | 実費 |
| 実費 | 実費 |

」に改める。

別表第2一宮市内 江南 稲沢 岩倉 北名古屋 清須の項を次のように改める。

| | | |
|---------------------|------------------------------------|--------|
| 一宮市内 名古屋 春日井 津島 犬山 | 岐阜 大垣(平成18年3月26日現在の養老郡上石津町の区域を除く。) | 羽島 各務原 |
| 江南 小牧 稲沢 岩倉 愛西 清須 | 瑞穂 海津 岐南 笠松 | 輪之内 安八 |
| 北名古屋 あま 豊山 大口 扶桑 大治 | | |

別表第3を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中一宮市職員旅費額条例第11条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

市民活動支援制度の廃止に伴い、市民活動支援制度審査会委員に係る報酬の額の規定を削除するため、本案を提出する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に在職していた市民活動支援制度審査会委員に対する報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

国等へ赴任する職員に係る地域手当について、赴任先で勤務する国等の職員に係る地域手当との均衡を保つことができるようにし、運転士職に適用される給料表を変更し、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の6」の次に「(規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合)」を加える。

別表第3イの表1級の項中「又は」を「、」に改め、「補助員」の次に「、技能員又は運転士」を加え、同表2級の項及び3級の項中「又は補助員」を「、補助員、技能員又は運転士」に改め、同表4級の項中「又は」を「、」に改め、「副調理長」の次に「又は運転主任」を、「補助員」の次に「、技能員又は運転士」を加え、同表5級の項中「又は」を「、」に改め、「副調理長」の次に「又は運転主任」を加える。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第22号

一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約として、新たに、毎年4月1日から年度を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある契約及び契約の相手方が保有するソフトウェアに係る使用許諾契約を加えるため、本案を提出する。

一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

一宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

- ウ 施設の維持管理業務等毎年4月1日から年度を通じて役務の提供を受ける必要があるもの
- エ 契約の相手方が保有するソフトウェアに係る使用許諾契約

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い同法の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料を新設し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正に伴い都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に係る手数料の額を変更し、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第51号の次に次の1号を加える。

(51)の2 建築基準法第60条の2の2第1項第2号、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき160,000円

第3条第1項第72号の4の表低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(断熱等性能等級及び1次エネルギー消費量等級の表示がされているものに限る。)が添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)の項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(断熱等性能等級及び1次エネルギー消費量等級の表示がされているものに限る。)」を「当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるもの」に、

「

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

「

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 17,900円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |

」に

改め、同表その他の場合の項中

「

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

「

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 121,300円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |

」に、

「

| | |
|----------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの | 261,600円 |
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル | 417,100円 |

| | |
|---|----------|
| 以内のもの | |
| 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 593,600円 |
| 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 728,000円 |
| 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 858,100円 |
| 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの | 979,400円 |

」を

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの | 248,400円 |
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 311,200円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円 |
| 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 573,400円 |
| 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 706,300円 |
| 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 834,900円 |
| 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの | 952,400円 |

」に

改め、同表備考第1項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

第3条第1項第72号の4の表備考第1項第2号中「カ」を「キ」に改め、同表備考第2項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

第3条第1項第72号の4の表備考第2項第2号中「がある場合」の次に「(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)」を加え、同号ア中「261,600円」を「95,000円」に改め、同号カ中「979,400円」を「474,800円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「858,100円」を「404,700円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「728,000円」を「336,800円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「593,600円」を「257,900円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「417,100円」を「159,300円」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円
 第3条第1項第72号の4の表備考第2項に次の1号を加える。

(3) 非住宅部分がある場合(2)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 573,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 706,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 834,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

第3条第1項第72号の5の表適合性確認機関が認めた場合等の項中

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 17,500円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 10,700円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 17,500円 |

」に

改め、同表その他の場合の項中

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 82,600円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 62,300円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 82,600円 |

」に、

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの | 131,900円 |
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 211,500円 |
| 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 305,600円 |

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 377,800円 |
| 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 446,500円 |
| 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの | 511,500円 |

」を

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの | 125,200円 |
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 157,400円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 203,800円 |
| 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 295,500円 |
| 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 367,100円 |
| 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 435,000円 |
| 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの | 498,200円 |

」に

改め、同表備考第1項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 10,700円

第3条第1項第72号の5の表備考第1項第2号中「カ」を「キ」に改め、同表備考第2項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

第3条第1項第72号の5の表備考第2項第2号中「がある場合」の次に「(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)」を加え、同号ア中「131,900円」を「48,600円」に改め、同号カ中「511,500円」を「259,300円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「446,500円」を「219,900円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「377,800円」を「182,300円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「305,600円」を「137,700円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「211,500円」を「82,600円」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

第3条第1項第72号の5の表備考第2項に次の1号を加える。

(3) 非住宅部分がある場合(2)に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積

の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 300平方メートル以内の場合 125,200円
- イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円
- ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円
- エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 295,500円
- オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 367,100円
- カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 435,000円
- キ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

第3条第1項第72号の7中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号の表建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

「

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

「

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 17,900円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |

」に

改め、同表その他の場合の項中

「

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

「

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 121,300円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |

」に、

「

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

「

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 311,200円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円 |

」に
改め、同表備考第1項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

第3条第1項第72号の7の表備考第1項第2号中「カ」を「キ」に改め、同表備考第2項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

第3条第1項第72号の7の表備考第2項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

第3条第1項第72号の7の表備考第2項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

第3条第1項第72号の8中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号の表計画適合性確認機関が認めた場合等の項中

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 17,500円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 10,700円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 17,500円 |

」に

改め、同表その他の場合の項中

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 82,600円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 62,300円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 82,600円 |

」に、

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 203,800円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 157,400円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 203,800円 |

」に

改め、同表備考第1項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 10,700円

第3条第1項第72号の8の表備考第1項第2号中「カ」を「キ」に改め、同表備考第2項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

第3条第1項第72号の8の表備考第2項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

第3条第1項第72号の8の表備考第2項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

第3条第1項第72号の9中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同号の表建築物省エネ法第2条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)の項中

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |
|---------------------------------------|---------|

」を

| | |
|---|---------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 17,900円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 29,100円 |

」に

改め、同表その他の場合の項中

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 121,000円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円 |

」に、

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円 |
|---------------------------------------|----------|

」を

| | |
|---|----------|
| 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 311,200円 |
| 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円 |

」に

改め、同表備考第1項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

第3条第1項第72号の9の表備考第1項第2号中「カ」を「キ」に改め、同表備考第2項第1号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

第3条第1項第72号の9の表備考第2項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

第3条第1項第72号の9の表備考第2項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

第3条第1項第72号の10中「適合判定申請手数料」の次に「(以下この号において「建築物エネルギー消費性能適合判定手数料」という。)」を加え、同号の表建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項中

| | |
|--|--|
| 床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条に規定する床面積をいう。)をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの | 159,300円(計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。)の変更に係る場合にあつては、82,600円(軽微な変更にあつては、41,300円)) |
|--|--|

」を

| | |
|---|--|
| 床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この表において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの | 121,000円(計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。)の変更に係る場合にあつては、62,300円(軽微な変更にあつては、31,100円)) |
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 159,300円(計画の変更に係る場合にあつては、82,600円(軽微な変更にあつては、41,300円)) |

」に

改め、同表その他の建築物の項中

| | |
|------------------------------------|---|
| 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの | 401,800円(計画の変更に係る場合にあつては、203,800円(軽微な変更にあつては、101,900円)) |
|------------------------------------|---|

」を

| | |
|---------------------------------------|---|
| 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの | 311,200円(計画の変更に係る場合にあつては、157,400円(軽微な変更にあつては、78,700円)) |
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 401,800円(計画の変更に係る場合にあつては、203,800円(軽微な変更にあつては、101,900円)) |

っては、101,900円))

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する用途に供する建築物である場合における手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、第72号の7の表建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の項の規定により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、第72号の8の表計画適合性確認機関が認めた場合等の項の規定により算出した額とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、8保育所の定員を増員し、11保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表一宮市立押場保育園の項中「160名」を「150名」に改め、同表一宮市立富士保育園の項中「180名」を「170名」に改め、同表一宮市立光明寺保育園の項中「150名」を「130名」に改め、同表一宮市立西成保育園の項中「110名」を「120名」に改め、同表一宮市立丹陽南保育園の項中「240名」を「220名」に改め、同表一宮市立今伊勢南保育園の項中「200名」を「220名」に改め、同表一宮市立萩原保育園の項中「150名」を「160名」に改め、同表一宮市立西御堂保育園の項中「110名」を「100名」に改め、同表一宮市立千秋南保育園の項中「160名」を「150名」に改め、同表一宮市立小信保育園の項中「250名」を「240名」に改め、同表一宮市立開明保育園の項中「140名」を「150名」に改め、同表一宮市立冨田保育園の項中「70名」を「80名」に改め、同表一宮市立北今保育園の項中「110名」を「100名」に改め、同表一宮市立開明西保育園の項中「110名」を「130名」に改め、同表一宮市立神明保育園の項中「200名」を「190名」に改め、同表一宮市立黒田北保育園の項中「80名」を「90名」に改め、同表一宮市立黒田西保育園の項中「130名」を「120名」に改め、同表一宮市立外割田保育園の項中「220名」を「200名」に改め、同表一宮市立玉ノ井保育園の項中「120名」を「130名」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市保健所等設置条例の一部改正について

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の一部改正による食品営業の許可を要する業種の新設及び変更に伴い、当該許可の申請に係る手数料の額及び区分を変更し、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例

一宮市保健所等設置条例(令和2年一宮市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第2 19の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表21の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表23の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表27の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表32の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表33の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表46の項から79の項までを次のように改める。

| | | | | | | |
|----|--|--------------|---|----|-------|--|
| 46 | 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定(以下これをこの表において「食品衛生法等」という。)に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査 | 飲食店営業許可申請手数料 | 露店営業(出店)の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む飲食店営業をいう。以下この表において同じ。)に係るもの | 1件 | 5,000 | |
| | | | 臨時営業(催事等)において、1月以内の期間、同一の場所で、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む飲食店営業をいう。以下この表において同じ。)に係るもの | 1件 | 5,000 | |

| | | | | | | |
|----|--|---|---|----|--------|--|
| | | | 短期営業(催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営業(臨時営業を除く。)をいう。以下この表において同じ。)に係るもの | 1件 | 9,000 | |
| | | | その他の営業に係るもの | 1件 | 18,000 | |
| 47 | 食品衛生法等に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 | | 1件 | 10,000 | |
| 48 | 食品衛生法等に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査 | 食肉販売業許可申請手数料 | 短期営業に係るもの | 1件 | 5,500 | |
| | | | その他の営業に係るもの | 1件 | 11,000 | |
| 49 | 食品衛生法等に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査 | 魚介類販売業許可申請手数料 | 短期営業に係るもの | 1件 | 5,500 | |
| | | | その他の営業に係るもの | 1件 | 11,000 | |
| 50 | 食品衛生法等に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 | 魚介類競り売り営業許可申請手数料 | | 1件 | 25,000 | |

| | 査 | 料 | | | | |
|----|---|--------------------------------|--|----|--------|--|
| 51 | 食品衛生法等に基づく 集乳業の許可の申請に 対する審査 | 集乳業許可 申請手数料 | | 1件 | 11,000 | |
| 52 | 食品衛生法等に基づく 乳処理業の許可の申請 に対する審査 | 乳処理業許 可申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 53 | 食品衛生法等に基づく 特別牛乳搾 取処理業の 許可の申請 に対する審 査 | 特別牛乳搾 取処理業許 可申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 54 | 食品衛生法等に基づく 食肉処理業の許可の申 請に対する審査 | 食肉処理業 許可申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 55 | 食品衛生法等に基づく 食品の放射 線照射業の 許可の申請 に対する審 査 | 食品の放射 線照射業許 可申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 56 | 食品衛生法等に基づく 菓子製造業の許可の申 請に対する審査 | 菓子製造業 許可申請手 数料 | | 1件 | 18,000 | |
| 57 | 食品衛生法等に基づく アイスクリ ーム類製造 業の許可の申請に 対する審査 | アイスクリ ーム類製造 業許可申 請手数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 58 | 食品衛生法等に基づく 乳製品製造業の許可の 申請に対する審査 | 乳製品製造 業許可申 請手数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 59 | 食品衛生法等に基づく 清涼飲料水製造業の許 可の申請に対する審査 | 清涼飲料水 製造業許 可申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 60 | 食品衛生法等に基づく 食肉製品製造業の許可 の申請に対する審査 | 食肉製品製 造業許可 申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 61 | 食品衛生法等に基づく 水産製品製造業の許可 の申請に対する審査 | 水産製品製 造業許可 申請手 数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 62 | 食品衛生法等に基づく 氷雪製造業の許可の申 | 氷雪製造業 許可申請手 | | 1件 | 25,000 | |

| | 請に対する審査 | 数料 | | | | |
|----|-----------------------------------|--------------------|----|--------|--|--|
| 63 | 食品衛生法等に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査 | 液卵製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 64 | 食品衛生法等に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 | 食用油脂製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 65 | 食品衛生法等に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 | みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 66 | 食品衛生法等に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査 | 酒類製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 67 | 食品衛生法等に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査 | 豆腐製造業許可申請手数料 | 1件 | 18,000 | | |
| 68 | 食品衛生法等に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査 | 納豆製造業許可申請手数料 | 1件 | 18,000 | | |
| 69 | 食品衛生法等に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査 | 麺類製造業許可申請手数料 | 1件 | 18,000 | | |
| 70 | 食品衛生法等に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査 | そうざい製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 71 | 食品衛生法等に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型そうざい製造業許可申請手数料 | 1件 | 30,000 | | |
| 72 | 食品衛生法等に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 冷凍食品製造業許可申請手数料 | 1件 | 25,000 | | |
| 73 | 食品衛生法等に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 | 1件 | 30,000 | | |
| 74 | 食品衛生法等に基づく漬物製造業の許可の申請 | 漬物製造業許可申請手 | 1件 | 18,000 | | |

| | 請に対する審査 | 数料 | | | | |
|----|---------------------------------|------------------|--|----|--------|--|
| 75 | 食品衛生法等に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 | 密封包装食品製造業許可申請手数料 | | 1件 | 25,000 | |
| 76 | 食品衛生法等に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査 | 食品の小分け業許可申請手数料 | | 1件 | 18,000 | |
| 77 | 食品衛生法等に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査 | 添加物製造業許可申請手数料 | | 1件 | 25,000 | |

別表第2 80の項を同表78の項とし、同表81の項から100の項までを2項ずつ繰り上げる。
別表第2備考第1項中「79の項」を「77の項」に、「臨時営業及び露店営業」を「露店営業、臨時営業及び短期営業」に、「5分の3」を「5分の4」に改め、同表備考第2項中「79の項」を「77の項」に、「及び自動販売機による」を「、臨時営業、短期営業及び調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する」に改め、「掲げる金額」の次に「(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、その適用後の額)」を加える。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第2 19の項、21の項、23の項、27の項、32の項及び33の項の改正規定は、同年8月1日から施行する。
(改正前の許可を受けている者に関する経過措置)
- 改正後の一宮市保健所等設置条例(以下「新条例」という。)別表第2 46の項から77の項までに規定する手数料は、この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の規定により食品営業(改正前の一宮市保健所等設置条例別表第2に規定する臨時営業及び露店営業を除く。)の許可を受けている者がその有効期間の満了に際し、引き続き同一の食品営業の許可(これに相当する許可を含む。)を受けようとする場合においては、当該食品営業の許可の申請に係る手数料は、当該食品営業に係る手数料の金額の欄に掲げる金額の5分の4に相当する金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。この場合においては、新条例別表第2備考第1項の規定は適用せず、同表備考第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例(令和3年一宮市条例第 号)付則第2項」とする。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げ、並びに国民健康保険税の減額の基準を変更するため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第23条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第1号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

付則第2項中「に所得税法(昭和40年法律第33号)」を「に所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「」を「」に、「」」を「)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市介護保険条例の一部改正について

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴い介護保険料の保険料率の引上げ、所得段階の12段階から14段階への変更等を行い、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い第1号被保険者の介護保険料の所得段階の判定に関する基準について所得指標を見直し、及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例

一宮市介護保険条例(平成12年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「32,100円」を「34,900円」に改め、同項第2号中「38,500円」を「41,800円」に改め、同項第3号中「48,100円」を「52,300円」に改め、同項第4号中「57,700円」を「62,800円」に改め、同項第5号中「64,200円」を「69,800円」に改め、同項第6号中「70,600円」を「76,700円」に改め、同号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する」を削り、「合計所得金額(」の次に「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「額と」の次に「し、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と」を加え、「以下「合計所得金額」という」を「次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アにおいて同じ」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第7号中「80,200円」を「87,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第8号中「96,300円」を「104,700円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第9号中「109,100円」を「118,600円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第10号中「115,500円」を「125,600円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「121,900円」を「132,600円」に改め、同号イ中「。」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「128,400円」を「153,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 139,600円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 146,500円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「19,200円」を「20,900円」に改め、同項第2号中「32,100円」を「34,900円」に改め、同項第3号中「44,900円」を「48,800円」に改める。

付則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の一宮市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第28号

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

本町2丁目地区整備計画区域及び一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域における建築物の制限に関し必要な事項を新たに定め、並びに例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(建築物の容積率の最低限度)

第5条の2 建築物の容積率は、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第2右欄の容積率の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(建築物の建築面積の最低限度)

第9条の2 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積。第13条第1項第1号を除き、以下同じ。)は、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第2右欄の建築面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。

第12条第1項及び第2項中「、第6条」を「から第6条まで」に改める。

第13条第1項第1号中「第4条、第5条又は」を「第4条から第5条の2まで、」に改め、「第8条」の次に「又は第9条の2」を加え、同項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法第3条第2項の規定により第9条の2の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第9条の2の規定は、適用しない。

(1) 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の1.5倍を超えないこと。

(2) 増築後の建築面積が第9条の2に規定する建築面積の最低限度の3分の2を超えないこと。

(3) 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の2分の1を超えないこと。

第13条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第3条第2項の規定により第5条の2の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の2の規定は、適用しない。

(1) 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の1.5倍を超えないこと。

(2) 増築後の容積率が第5条の2に規定する容積率の最低限度の3分の2を超えないこと。

(3) 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の2分の1を超えないこと。
 第14条第1項中「及び第9条第1項」を「、第9条第1項及び第9条の2」に改める。
 第15条第1項第2号中「第5条第1項」の次に「、第5条の2」を加え、「又は第9条第1項」を
 「、第9条第1項又は第9条の2」に改める。
 別表第1に次のように加える。

| | |
|-------------------|---|
| 本町2丁目地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された本町2丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 |
| 一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された一宮稲沢北IC西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 |

別表第2中「第4条—第9条関係」を「第4条—第9条の2関係」に改め、同表萩原工業団地地区整備計画区域の全域の項中「で定める」を「に掲げる」に、

| | |
|-----------|--|
| 容積率の最高限度 | 法第52条の規定による数値 |
| 建蔽率の最高限度 | 法第53条の規定による数値 |
| 敷地面積の最低限度 | 3,000平方メートル |
| 壁面の位置の制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の面から都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す緩衝緑地帯に接する道路境界線(以下「緑地帯隣接境界線」という。)までの距離は、15メートル以上であること。 2 緑地帯隣接境界線以外の道路境界線までの距離は、2メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 守衛室等の用途に供するものであること。 (2) 軒の高さが2.5メートル以下であること。 (3) 床面積の合計が5平方メートル以下であること。 |
| 高さの最高限度 | 法第56条の規定による数値 |

」を

| | |
|-----------|--|
| 敷地面積の最低限度 | 3,000平方メートル |
| 壁面の位置の制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の面から都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す緩衝緑地帯に接する道路境界線(以下「緑地帯隣接境界線」という。)までの距離は、15メートル以上であること。 2 緑地帯隣接境界線以外の道路境界線までの距離は、2メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 守衛室等の用途に供するものであること。 |

- (2) 軒の高さが2.5メートル以下であること。
- (3) 床面積の合計が5平方メートル以下であること。

」に

改め、同表に次のように加える。

| | | |
|----------------------|-----------|---|
| 本町2丁目地区整備計画区域の全域 | 用途の制限 | 次に掲げる建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。) (4) 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 (5) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 |
| | 容積率の最高限度 | 10分の60 |
| | 容積率の最低限度 | 10分の20 |
| | 建蔽率の最高限度 | 10分の7(耐火建築物については、10分の9とする。) |
| | 敷地面積の最低限度 | 500平方メートル |
| | 壁面の位置の制限 | 外壁等の面から道路境界線までの距離は、2メートル以上であること。 |
| | 建築面積の最低限度 | 200平方メートル |
| 一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域の全域 | 用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E-製造業に属するものに限る。ただし、法別表第2(ぬ)項第3号(8の3)、(13)及び(13の2)並びに(る)項第1号に掲げるものを除く。) (2) 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属するものに限る。) (3) 物流施設(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。) (4) 前3号の建築物に附属するもの(法別表第2 |

| | |
|-----------|---|
| | (る) 項第2号に掲げるものを除く。) |
| 敷地面積の最低限度 | 3,000平方メートル |
| 壁面の位置の制限 | <p>外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、4メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 守衛室等の用途に供するものであること。 (2) 軒の高さが2.5メートル以下であること。 (3) 床面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> |

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設の規模に関する基準を緩和し、駐車施設の附置の特例を認める要件を変更し、及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とし、その数値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた数値)の」を「)を下回らない」に改め、同項の表中

「

| |
|------------|
| 特定用途に供する部分 |
| 150平方メートル |

」を

「

| | | |
|--------------------|--------------|-----------------------------------|
| 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 | 事務所の用途に供する部分 | 特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。)に供する部分 |
| 250平方メートル | 350平方メートル | 400平方メートル |

」に

改める。

第9条第1項中「当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市営住宅条例の一部改正について

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

西萩原団地を廃止するため、本案を提出する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。
別表1の表西萩原団地の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市スケート場の設置及び管理に関する条例の廃止について

一宮市スケート場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市スケート場を廃止するため、本案を提出する。

一宮市スケート場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

一宮市スケート場の設置及び管理に関する条例(平成24年一宮市条例第31号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中第51号を削り、第52号を第51号とし、第53号から第56号までを1号ずつ繰り上げる。

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市水道事業計画の変更に伴い、水道事業に係る給水人口の数値を引き上げ、及び1日最大給水量の数値を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号中「383,800人」を「385,000人」に改め、同項第3号中「148,200立方メートル」を「130,000立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、令和3年3月29日から施行する。

一宮市簡易水道事業統合条例の廃止について

一宮市簡易水道事業統合条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

奥町東部簡易水道事業の一宮市水道事業への統合に伴い、一宮市における全ての簡易水道事業が終了するため、本案を提出する。

一宮市簡易水道事業統合条例を廃止する条例

一宮市簡易水道事業統合条例(昭和49年一宮市条例第28号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和3年3月29日から施行する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮市立木曾川市民病院に係る一般病床の数を減らすため、本案を提出する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表一宮市立木曾川市民病院の項中「90」を「82」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市口腔衛生センターの管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり一宮市口腔衛生センターの管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市口腔衛生センター条例(昭和57年一宮市条例第18号)第2条第2項に規定する次の施設

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|---------------|
| 一宮市口腔衛生センター | 一宮市音羽1丁目5番17号 |

2 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般社団法人一宮市歯科医師会

(2) 主たる事務所の所在地

一宮市貴船町3丁目2番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約金額 11,880,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 名古屋市千種区徳川山町2丁目2番15号
氏名 大島 嘉秋
資格 公認会計士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

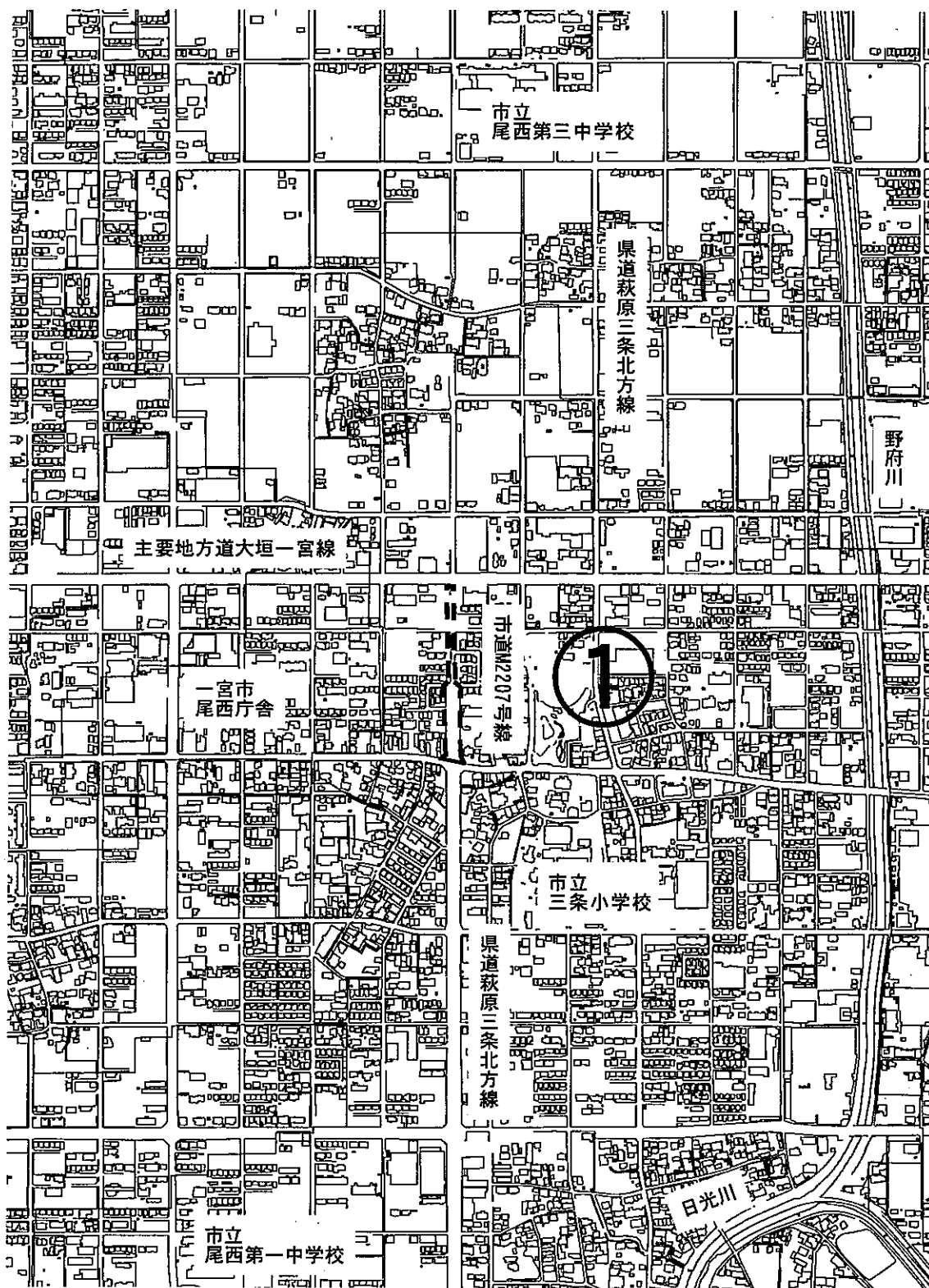
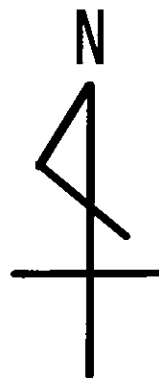
令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

| 凡 例 | |
|----------------------|----------|
| ① | 路線廃止整理番号 |
| ┌──┐ ├──┤ └──┘ | 路線廃止部分 |
| ● | 路線廃止起点 |
| ▲ | 路線廃止終点 |
| 1 | 路線認定整理番号 |
| ▬ | 路線認定部分 |
| ○ | 路線認定起点 |
| △ | 路線認定終点 |

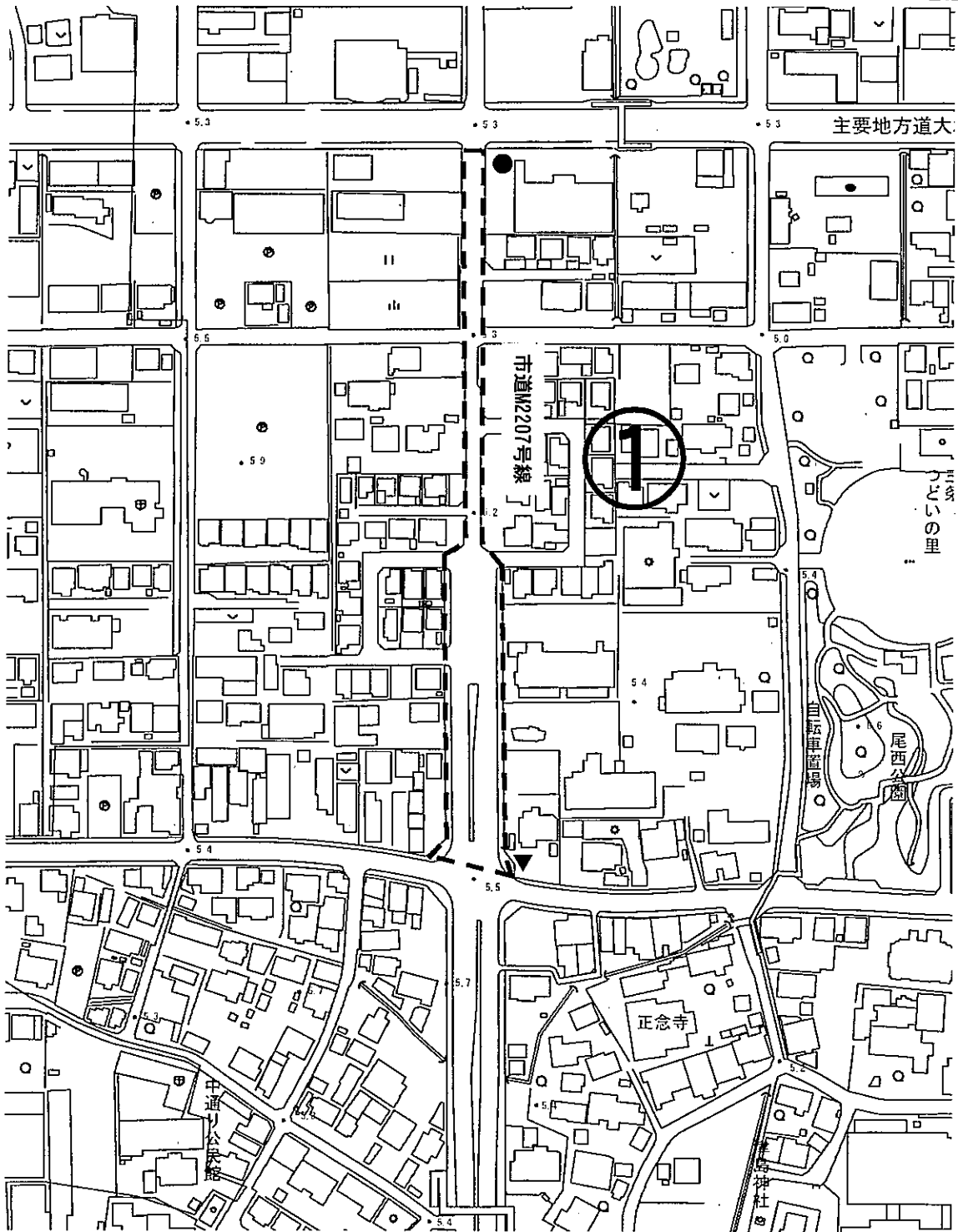
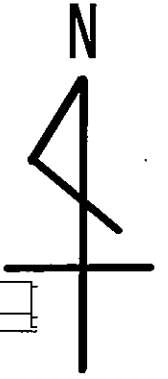
案内図

S=1 / 10,000



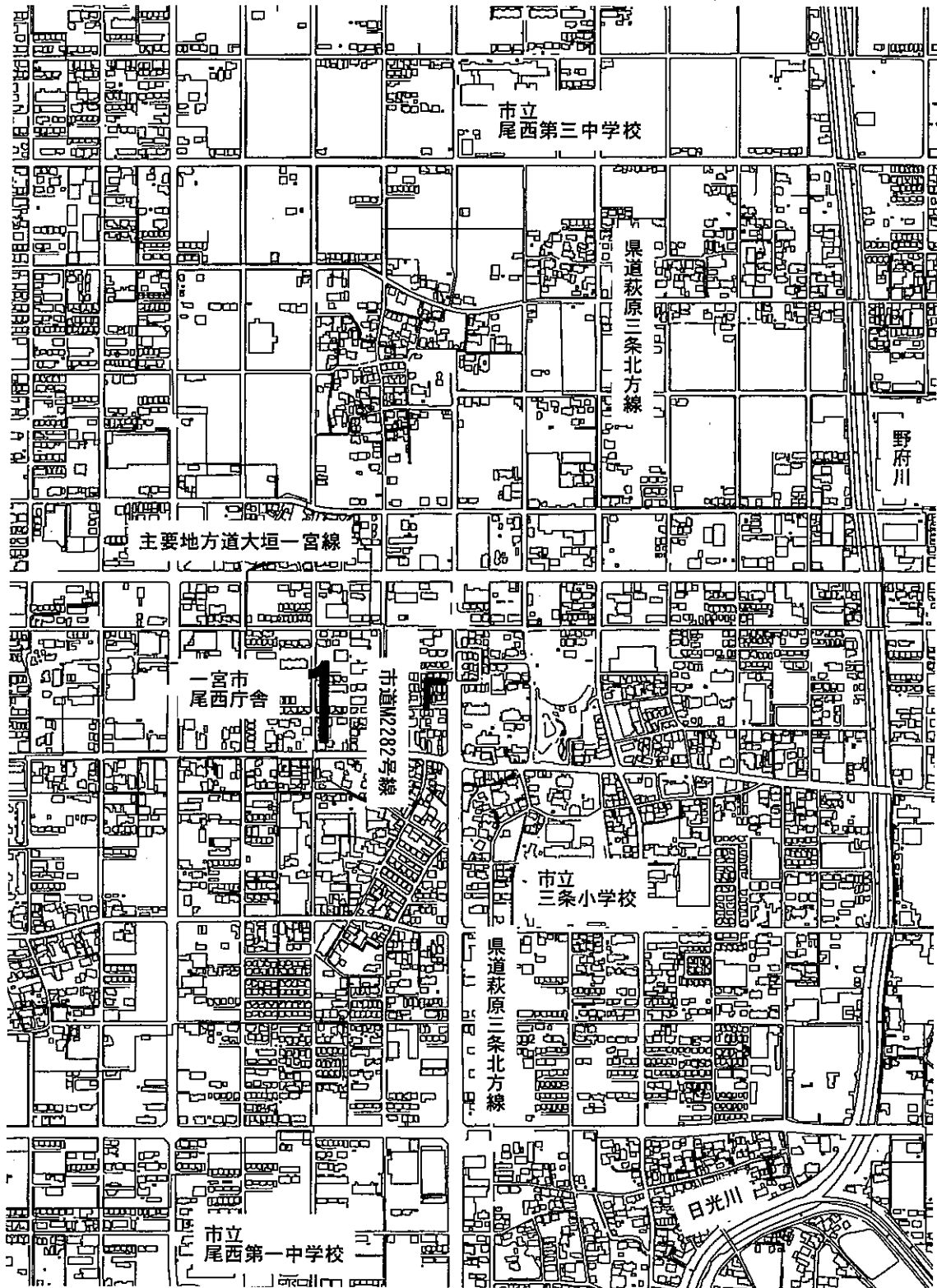
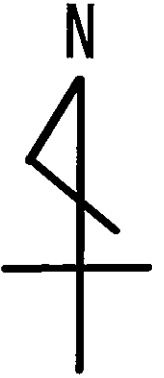
位置図

S= 1 / 2, 500



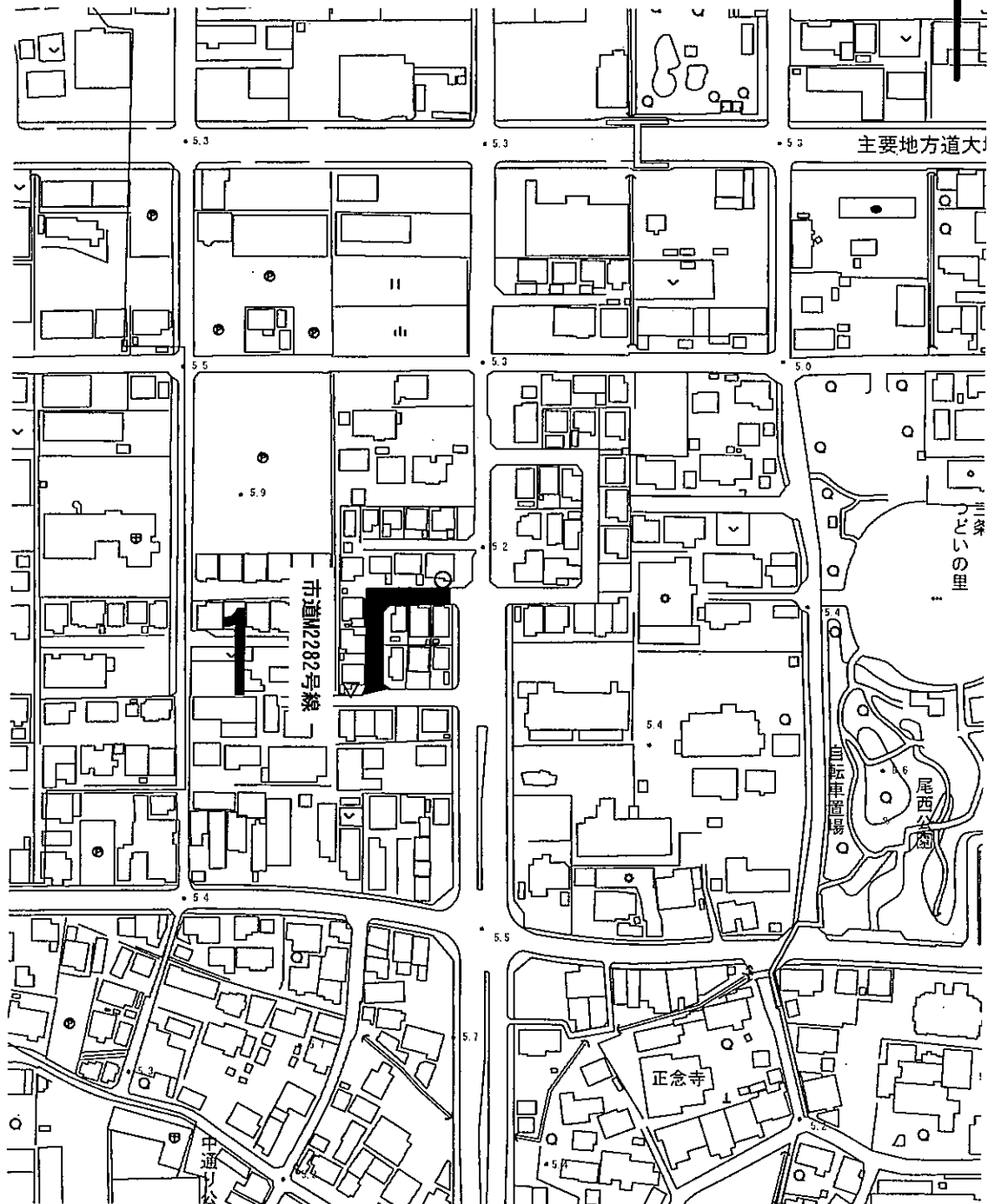
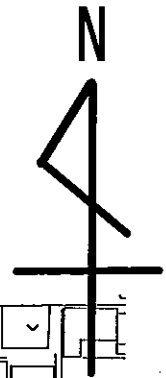
案内図

S=1 / 10,000



位置図

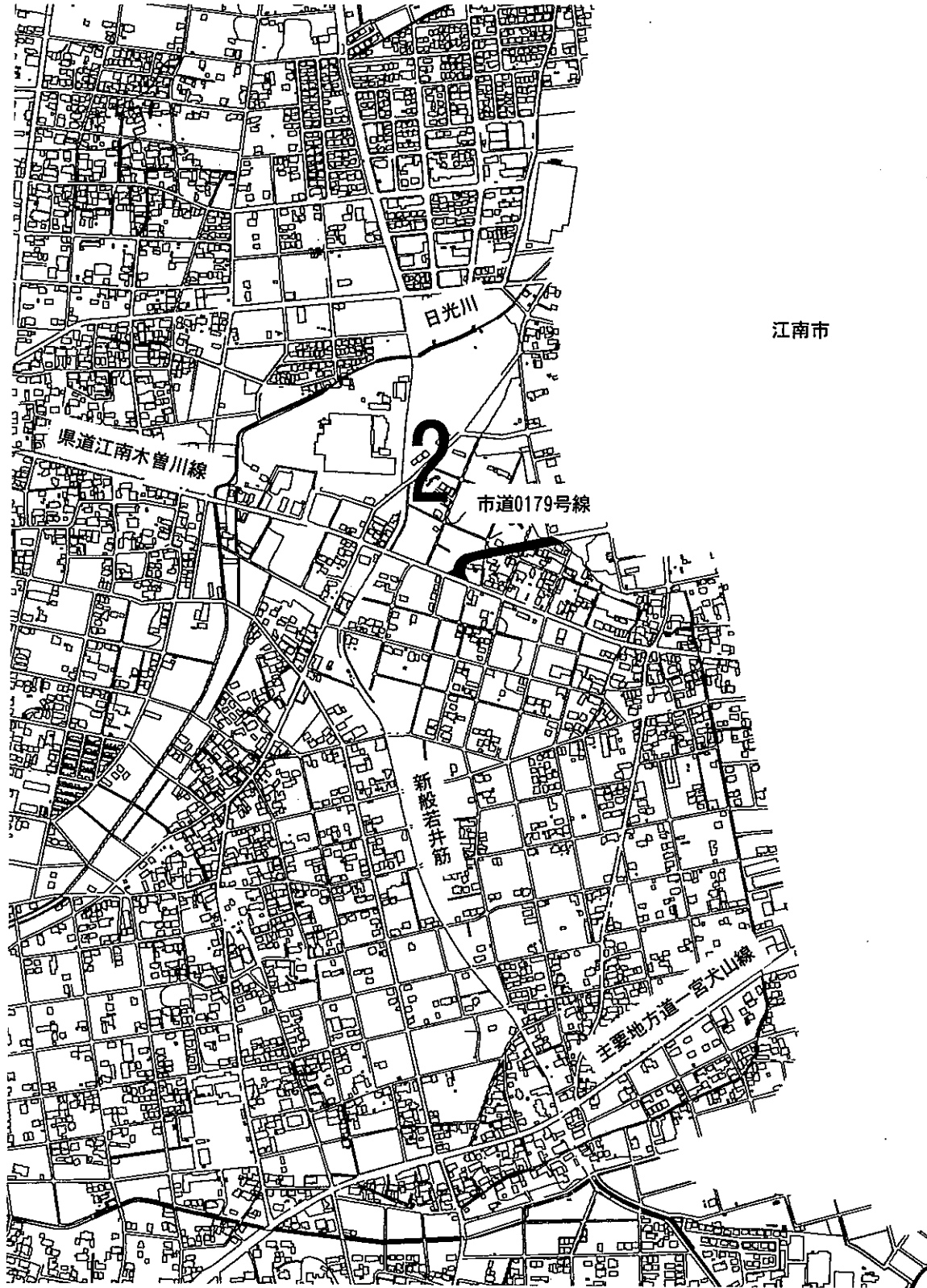
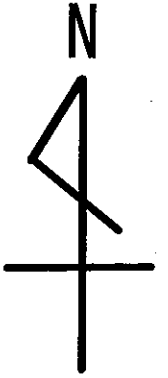
S=1 / 2,500



| 整理番号 | 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) | 角切部幅員(m) |
|------|-----------|-------|-------|----------|
| 1 | 市道M2282号線 | 66.00 | 6.0 | — |
| | | | | 終点 10.4 |

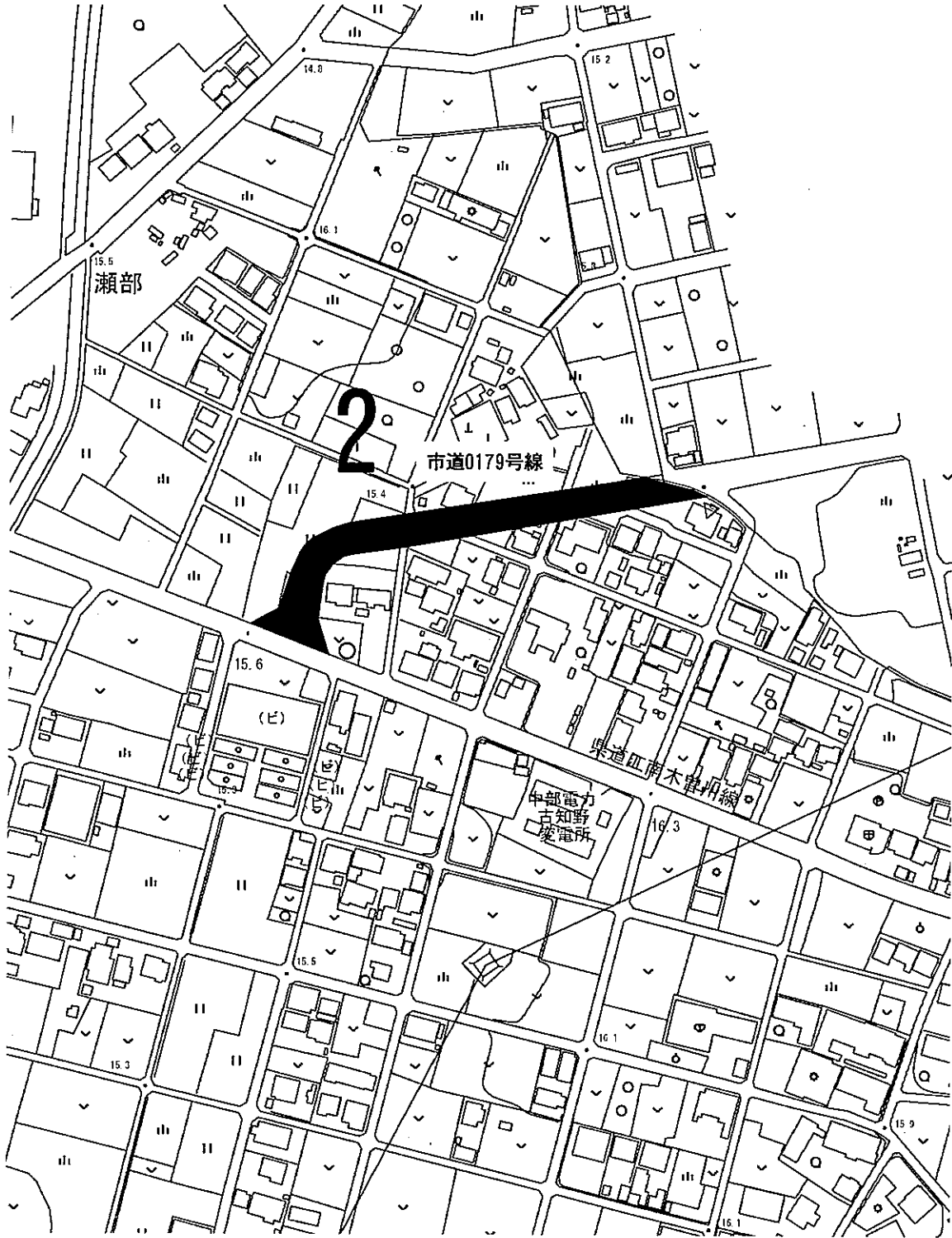
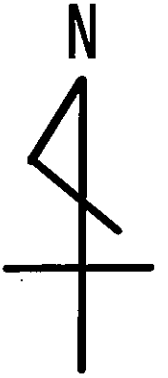
案内図

S=1 / 10,000



位置図

S= 1 / 2, 500



| 整理番号 | 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) | 角切部幅員(m) |
|------|----------|--------|-----------|--------------|
| 2 | 市道0179号線 | 188.00 | 12.0~15.0 | 起点 38.0 — |

新市建設計画の変更について

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

新市建設計画に係る計画の期間及び財政計画を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

新市建設計画の一部を次のように変更する。

序論:合併の必要性和計画策定の方針 4. 計画の期間中「15年度間」を「20年度間」に改める。

第7章:財政計画を次のように改める。

第7章：財政計画

1. 前提条件

財政計画は、歳入歳出それぞれの過去の実績を勘案し、普通会計ベースで推計しています。

本推計にあたっては、現行の行財政制度を基本としています。また、令和3年度からの中核市への移行を踏まえた算定額を見込んで作成しています。

<歳入>

| | |
|---|--|
| 地方税 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 法人事業税交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の制度に基づいた算定を基本に見込んでいます。 |
| 地方消費税交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 自動車取得税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の制度に基づいた算定を基本に見込んでいます。 |
| 地方交付税 | <ul style="list-style-type: none"> 普通交付税については、現行の制度を参考に試算した中核市移行後の算定額を基本に見込んでいます。 合併特例債の交付税措置を併せて見込んでいます。 |
| 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 国庫支出金 県支出金 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績及び歳出の推計による影響を勘案し見込んでいます。 |
| 財産収入 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績及び直近で見込まれる収入により見込んでいます。 |
| 寄附金 繰入金 繰越金 諸収入 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 市債 | <ul style="list-style-type: none"> 現行制度に基づく臨時財政対策債借入額を見込んでいます。 建設計画主要事業の財源として合併特例債及び通常債を見込んでいます。 地方債の借入れについては、後年度の償還負担を勘案し、必要最小限の借入れにとどめています。 |

<歳出>

| | |
|-----------------------------|---|
| 人件費 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績及び退職予定人数等により見込んでいます。 |
| 物件費 維持補修費 扶助費 補助費等 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 普通建設事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績及び建設計画の主要事業に係る経費を見込んでいます。 |
| 災害復旧費 失業対策事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |
| 公債費 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度までに発行が予定されている地方債に係る元利償還金を基礎として、令和2年度以降に計上した地方債に係る元利償還金を加えています。 |
| 積立金 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により財政調整基金等への積立を見込んでいます。 |
| 投資及び出資金 貸付金 繰出金 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績等により見込んでいます。 |

2. 財政計画

図表7-1 財政計画

(単位：百万円)

| 歳入 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 11年間計 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 地方税 | 43,419 | 43,910 | 48,316 | 48,892 | 47,397 | 46,010 | 46,803 | 47,015 | 47,434 | 48,619 | 48,789 | 516,604 |
| 2 地方賦与税 | 2,664 | 3,946 | 1,255 | 1,204 | 1,132 | 1,100 | 1,079 | 1,011 | 963 | 922 | 965 | 16,241 |
| 3 利子税交付金 | 254 | 187 | 259 | 251 | 215 | 206 | 174 | 144 | 138 | 136 | 115 | 2,079 |
| 4 配当金交付金 | 142 | 194 | 220 | 118 | 90 | 111 | 121 | 133 | 229 | 425 | 361 | 2,144 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 214 | 202 | 178 | 40 | 44 | 37 | 29 | 31 | 494 | 275 | 374 | 1,918 |
| 6 法人事業税交付金 | | | | | | | | | | | | |
| 7 地方消費税交付金 | 3,303 | 3,493 | 3,437 | 3,226 | 3,440 | 3,434 | 3,388 | 3,382 | 3,353 | 4,183 | 7,168 | 41,807 |
| 8 自動車取得税交付金 | 1,384 | 1,435 | 1,240 | 1,057 | 638 | 530 | 440 | 590 | 528 | 231 | 393 | 8,476 |
| 9 環境性能割交付金 | | | | | | | | | | | | |
| 10 地方特例交付金 | 1,606 | 1,265 | 331 | 642 | 804 | 750 | 702 | 273 | 270 | 258 | 262 | 7,163 |
| 11 地方交付税 | 9,109 | 8,341 | 7,097 | 8,382 | 8,904 | 10,440 | 11,596 | 12,385 | 11,733 | 11,275 | 11,196 | 110,458 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | 81 | 87 | 85 | 77 | 79 | 77 | 77 | 78 | 74 | 67 | 75 | 857 |
| 13 分担金及び負担金 | 408 | 412 | 393 | 366 | 375 | 448 | 503 | 485 | 498 | 453 | 782 | 5,143 |
| 14 使用料及び手数料 | 2,953 | 2,919 | 2,903 | 2,903 | 2,837 | 2,776 | 2,766 | 2,906 | 3,031 | 3,050 | 3,046 | 32,090 |
| 15 国庫支出金 | 7,421 | 7,229 | 8,108 | 11,459 | 15,388 | 15,792 | 14,787 | 15,266 | 15,388 | 15,415 | 17,167 | 143,430 |
| 16 県支出金 | 4,588 | 4,546 | 5,153 | 5,539 | 5,793 | 6,976 | 6,897 | 6,683 | 6,845 | 7,840 | 7,181 | 68,041 |
| 17 財産収入 | 230 | 107 | 199 | 233 | 843 | 244 | 221 | 276 | 616 | 693 | 387 | 4,049 |
| 18 寄附金 | 21 | 13 | 9 | 22 | 42 | 50 | 67 | 23 | 16 | 7 | 51 | 321 |
| 19 繰入金 | 124 | 180 | 629 | 695 | 1,598 | 1,304 | 216 | 909 | 1,458 | 1,028 | 673 | 8,814 |
| 20 繰越金 | 3,416 | 3,019 | 2,992 | 1,827 | 6,076 | 3,534 | 4,513 | 4,800 | 5,375 | 4,512 | 4,066 | 44,130 |
| 21 雑収入 | 2,131 | 2,084 | 2,102 | 3,922 | 2,664 | 4,549 | 2,486 | 2,622 | 3,166 | 3,357 | 2,723 | 31,806 |
| 22 市債 | 8,386 | 6,880 | 5,643 | 6,434 | 7,238 | 12,956 | 9,516 | 13,296 | 15,297 | 8,207 | 11,795 | 105,658 |
| 歳入計 | 91,854 | 90,449 | 90,549 | 97,329 | 105,597 | 111,334 | 106,381 | 112,308 | 116,906 | 110,953 | 117,569 | 1,151,229 |

| 歳出 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 11年間計 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 人件費 | 18,612 | 18,527 | 18,320 | 17,748 | 17,789 | 16,934 | 17,698 | 17,049 | 16,874 | 16,264 | 16,860 | 192,675 |
| 2 物件費 | 13,680 | 13,621 | 13,872 | 13,058 | 13,789 | 14,861 | 15,146 | 14,992 | 15,413 | 16,384 | 16,831 | 161,547 |
| 3 維持補修費 | 892 | 864 | 843 | 752 | 805 | 828 | 776 | 861 | 869 | 758 | 841 | 9,089 |
| 4 扶助費 | 13,671 | 14,399 | 15,405 | 16,179 | 17,572 | 24,131 | 25,735 | 26,273 | 26,782 | 29,029 | 28,888 | 238,064 |
| 5 補助費等 | 10,637 | 10,423 | 10,795 | 11,253 | 16,429 | 10,649 | 10,877 | 10,424 | 10,774 | 11,838 | 11,466 | 125,565 |
| 6 普通建設事業費 | 11,241 | 10,736 | 11,025 | 12,107 | 15,091 | 16,525 | 11,663 | 16,596 | 20,736 | 11,875 | 16,774 | 154,369 |
| 7 災害復旧費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 失業対策事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 公債費 | 8,669 | 8,672 | 9,275 | 9,699 | 10,083 | 9,633 | 8,756 | 8,619 | 8,304 | 8,764 | 8,364 | 88,838 |
| 10 積立金 | 3,020 | 1,421 | 252 | 994 | 410 | 2,503 | 373 | 856 | 1,479 | 241 | 1,377 | 12,926 |
| 11 投資及び出資金 | 287 | 395 | 390 | 612 | 740 | 1,064 | 454 | 710 | 332 | 222 | 126 | 5,332 |
| 12 貸付金 | 1,216 | 1,246 | 1,216 | 1,219 | 1,215 | 1,216 | 1,219 | 1,216 | 1,211 | 1,211 | 1,421 | 13,607 |
| 13 繰入金 | 6,910 | 7,153 | 7,328 | 7,632 | 8,139 | 8,478 | 8,883 | 9,337 | 9,620 | 10,301 | 11,547 | 95,328 |
| 14 前年度繰上充用金・予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳出計 | 88,835 | 87,457 | 88,721 | 91,253 | 102,063 | 106,822 | 101,580 | 106,933 | 112,394 | 106,887 | 114,495 | 1,107,440 |

※令和元年年度までは決算数値、令和2年度以降は見込による数値

| 歳入 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 5年間計 | 16年間計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 5年間計 | 総計 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 地方税 | 49,391 | 50,003 | 50,378 | 51,227 | 50,430 | 251,429 | 768,033 | 46,130 | 49,570 | 50,934 | 51,444 | 51,958 | 250,036 | 1,018,069 |
| 2 地方譲与税 | 956 | 953 | 962 | 969 | 971 | 4,811 | 21,052 | 661 | 757 | 845 | 833 | 820 | 3,916 | 24,968 |
| 3 利子割交付金 | 57 | 105 | 40 | 49 | 40 | 360 | 1,439 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 200 | 2,639 |
| 4 配当割交付金 | 270 | 359 | 310 | 342 | 270 | 1,551 | 3,695 | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 | 1,350 | 5,045 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 140 | 347 | 235 | 177 | 100 | 999 | 2,917 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 | 3,417 |
| 6 法人事業税交付金 | | | | | 170 | 170 | 170 | 290 | 293 | 296 | 299 | 302 | 1,480 | 1,650 |
| 7 地方消費税交付金 | 6,513 | 6,667 | 6,835 | 6,482 | 7,700 | 34,197 | 76,004 | 7,160 | 7,592 | 7,777 | 7,855 | 7,934 | 36,318 | 114,322 |
| 8 自動車取得税交付金 | 410 | 509 | 555 | 287 | | 1,761 | 10,237 | | | | | | | 10,237 |
| 9 環境性能割交付金 | | | | 89 | 260 | 349 | 349 | 260 | 260 | 260 | 260 | 260 | 1,300 | 1,649 |
| 10 地方特例交付金 | 274 | 294 | 348 | 1,430 | 491 | 2,837 | 10,000 | 680 | 375 | 375 | 375 | 375 | 2,180 | 12,180 |
| 11 地方交付税 | 9,943 | 9,899 | 9,868 | 10,151 | 10,603 | 50,464 | 160,922 | 10,210 | 10,280 | 10,350 | 10,220 | 10,420 | 51,480 | 212,402 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | 72 | 68 | 64 | 64 | 61 | 329 | 1,186 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 285 | 1,471 |
| 13 分相金及び負担金 | 472 | 487 | 566 | 364 | 261 | 2,150 | 7,293 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 1,305 | 8,598 |
| 14 使用料及び手数料 | 2,980 | 3,054 | 3,056 | 2,669 | 2,311 | 14,070 | 46,160 | 2,311 | 2,311 | 2,311 | 2,311 | 2,311 | 11,555 | 57,715 |
| 15 国庫支出金 | 18,007 | 18,065 | 16,828 | 17,435 | 18,064 | 88,399 | 231,829 | 18,304 | 18,594 | 18,796 | 18,998 | 19,200 | 93,892 | 325,721 |
| 16 県支出金 | 8,174 | 7,745 | 8,067 | 8,684 | 9,341 | 42,011 | 110,052 | 9,461 | 9,606 | 9,707 | 9,808 | 9,909 | 48,491 | 158,543 |
| 17 財産収入 | 317 | 225 | 329 | 377 | 348 | 1,596 | 5,645 | 2,568 | 348 | 348 | 348 | 348 | 3,960 | 9,605 |
| 18 寄附金 | 37 | 88 | 80 | 136 | 25 | 366 | 687 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 | 812 |
| 19 繰入金 | 2,918 | 2,019 | 2,865 | 3,253 | 2,808 | 13,863 | 22,677 | 2,502 | 1,451 | 1,318 | 1,678 | 2,058 | 9,007 | 31,684 |
| 20 繰越金 | 3,074 | 2,195 | 2,583 | 2,743 | 2,705 | 13,300 | 57,430 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 7,500 | 64,930 |
| 21 繰入金 | 2,815 | 2,752 | 2,729 | 2,731 | 2,501 | 13,528 | 45,334 | 2,501 | 2,501 | 2,501 | 2,501 | 2,501 | 12,505 | 57,839 |
| 22 市債 | 8,896 | 10,428 | 11,178 | 8,260 | 8,347 | 47,109 | 152,767 | 12,561 | 12,114 | 11,684 | 11,284 | 10,824 | 58,437 | 211,204 |
| 歳入計 | 115,716 | 116,262 | 117,945 | 117,919 | 117,807 | 585,649 | 1,736,878 | 117,854 | 118,306 | 119,755 | 120,436 | 121,471 | 597,822 | 2,334,700 |

| 歳入 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 5年間計 | 16年間計 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 5年間計 | 総計 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 人件費 | 16,918 | 17,002 | 17,209 | 17,545 | 21,056 | 89,730 | 282,405 | 21,236 | 21,276 | 21,496 | 21,116 | 21,216 | 106,340 | 388,745 |
| 2 物件費 | 16,763 | 16,389 | 16,515 | 16,858 | 16,025 | 82,550 | 244,197 | 15,855 | 15,855 | 15,855 | 15,855 | 15,855 | 79,275 | 323,472 |
| 3 維持補修費 | 924 | 802 | 797 | 756 | 1,214 | 4,493 | 13,582 | 1,214 | 1,214 | 1,214 | 1,214 | 1,214 | 6,070 | 19,652 |
| 4 扶助費 | 30,527 | 31,467 | 31,376 | 33,699 | 34,431 | 161,500 | 399,564 | 35,031 | 35,756 | 36,261 | 36,766 | 37,271 | 181,085 | 580,649 |
| 5 補助費等 | 10,607 | 10,898 | 10,550 | 10,456 | 9,892 | 52,203 | 177,768 | 9,572 | 9,572 | 9,572 | 9,572 | 9,572 | 47,860 | 225,628 |
| 6 普通運送事業費 | 14,482 | 13,750 | 13,954 | 9,936 | 8,911 | 61,033 | 215,402 | 8,461 | 8,861 | 8,861 | 8,861 | 8,861 | 43,905 | 259,307 |
| 7 災害復旧費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 567 | 567 | 567 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 567 |
| 8 失業対策事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 公債費 | 8,413 | 8,980 | 9,081 | 9,118 | 9,514 | 45,106 | 143,944 | 9,706 | 10,096 | 10,099 | 9,954 | 10,321 | 50,086 | 194,030 |
| 10 積立金 | 2,159 | 1,419 | 2,484 | 3,162 | 2,051 | 11,275 | 24,201 | 2,420 | 1,212 | 1,648 | 2,154 | 2,022 | 9,456 | 33,557 |
| 11 投資及び出資金 | 92 | 99 | 72 | 257 | 501 | 1,021 | 6,353 | 319 | 319 | 319 | 319 | 319 | 1,595 | 7,948 |
| 12 貸付金 | 1,188 | 1,185 | 1,188 | 1,188 | 1,183 | 5,932 | 19,539 | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 5,915 | 25,454 |
| 13 繰出金 | 11,448 | 11,688 | 11,976 | 12,239 | 12,662 | 60,013 | 155,341 | 12,857 | 13,052 | 13,247 | 13,442 | 13,637 | 66,235 | 221,576 |
| 14 前年度繰上充用金・予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入計 | 113,521 | 113,679 | 115,202 | 115,214 | 117,807 | 575,423 | 1,682,863 | 117,854 | 118,306 | 119,755 | 120,436 | 121,471 | 597,822 | 2,280,685 |

※令和元年度までは決算数値、令和2年度以降は見込による数値（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策関連予算を除いています。）

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

1 本件事案の概要

相手方(当時61歳)は、平成31年2月16日、受傷により一宮市立市民病院の救急外来を受診した。その際に行ったCT撮影により左頬骨弓骨折が見つかったため、同月26日、耳鼻いんこう科による左頬骨弓骨折整復術が施行された。術後に整復確認の目的でCT撮影を行ったところ、左側頭骨骨折及び頭蓋内出血が見つかった。脳神経外科医師による緊急開頭血腫除去術が施行されたが、当該緊急開頭血腫除去術の術後から意思疎通が困難で、日常生活は全介助の状態が継続している。受傷直後に撮影されたCT画像には見られなかった左側頭骨骨折が、頬骨弓骨折整復術直後に撮影されたCT画像には見られ、頭蓋内出血を伴っていたという状況から、当該頬骨弓骨折整復術の手術操作によって左側頭骨骨折及び頭蓋内出血が起きた可能性が極めて高いため過失は免れないと判断し、相手方と一宮市との間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金5,380万5,712円の支払義務があることを認め、同金員を令和3年3月末日限り、相手方の指定する口座宛てに送金して支払う。なお、振込手数料は、一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

3 損害賠償の額

金53,805,712円

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

令和2年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和3年1月25日専決)

令和2年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和2年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 442,782千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,087,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年1月25日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|-------------|-------------|---------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15 国 | 庫 支 出 金 | 61,560,911 | 442,782 | 62,003,693 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 15,826,661 | 36,820 | 15,863,481 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 45,689,313 | 405,962 | 46,095,275 |
| | 歳 入 合 計 | 161,644,958 | 442,782 | 162,087,740 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----|-------------|-------------|---------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 衛 | 生 費 | 8,834,083 | 442,782 | 9,276,865 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 4,184,244 | 442,782 | 4,627,026 |
| | 歳 出 合 計 | 161,644,958 | 442,782 | 162,087,740 |

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|---------|------------------------------------|---------|
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン住民接種事業 | |
| | | 消耗品費 | 100 |
| | | 印刷製本費 | 3,828 |
| | | 医薬材料費 | 355 |
| | | 通信運搬費 | 26,320 |
| | | 手数料 | 7,507 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン住民接種 包括業務委託料 | 238,661 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン住民接種 クーポン券作成等業務委託料 | 33,297 |
| | | 医療廃棄物処理業務委託料 | 251 |
| | | 事業用備品購入費 | 10 |

第3表 債務負担行為補正

(当年度分追加)

(千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|-------------|---------|
| 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 住 民 接 種 包 括 業 務 委 託 料 | 令和2年度～令和3年度 | 367,028 |

1 総括
(歳入)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15 国庫支出金 | 61,560,911 | 442,782 | 62,003,693 |
| | | | |
| 歳入合計 | 161,644,958 | 442,782 | 162,087,740 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------------|---------------|-----------------|
| 4 衛生費 | 千円 8,834,083 | 千円 442,782 | 千円 9,276,865 |
| | | | |
| 歳出合計 | 161,644,958 | 442,782 | 162,087,740 |

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

442,782千円

1 項 国庫負担金

36,820千円

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 2 衛生費国庫負担金 | 千円 12,167 | 千円 36,820 | 千円 48,987 |
| 計 | 15,826,661 | 36,820 | 15,863,481 |

1 5 款 国庫支出金

442,782千円

2 項 国庫補助金

405,962千円

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|--------------|---------------|---------------|
| 3 衛生費国庫補助金 | 千円 70,236 | 千円 405,962 | 千円 476,198 |
| 計 | 45,689,313 | 405,962 | 46,095,275 |

金額欄中の*は補正前の額を示す。

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|--------------------------|-------------------------------|--------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 1 保健衛生費負 担金 | 千円 36,820 * 12,167 | ○新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（10/10） | 千円 36,820 |
| | | | |

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 1 保健衛生費補 助金 | 千円 405,962 * 65,488 | ○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10/10） | 千円 405,962 |
| | | | |

15款 国庫支出金

3 歳 出

4 款 衛生費

442,782千円

1 項 保健衛生費

442,782千円

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------------------------|-----------|---------------|---------------|-----------------|-----|-----|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 市 債 | その他 | |
| 11 新型コロナ ウイルスワ クチン住民 接種費 | 千円 0 | 千円 442,782 | 千円 442,782 | 千円 442,782 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 計 | 4,184,244 | 442,782 | 4,627,026 | 442,782 | | | |

金額欄中の*は補正前の額を示す。

| 節 | | 説 明 | 千円 |
|----------|-------------|---------------------------------|---------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 10 需用費 | 千円 7,688 | ○消耗品費 | 792 |
| | * 0 | ○印刷製本費 | 6,380 |
| | | ○医薬材料費 | 516 |
| 11 役務費 | 44,167 | ○通信運搬費 | 36,660 |
| | * 0 | ○手数料 | 7,507 |
| 12 委託料 | 389,934 | ○新型コロナウイルスワクチン住民接種包括業務委託料 | 305,728 |
| | * 0 | ○新型コロナウイルスワクチン住民接種クーポン券作成等業務委託料 | 47,135 |
| | | ○新型コロナウイルスワクチン住民接種委託料 | 36,820 |
| | | ○医療廃棄物処理業務委託料 | 251 |
| 17 備品購入費 | 993 | ○事業用備品購入費 | 993 |
| | * 0 | | |
| | | | |

4款 衛生費

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

(当年度分追加)

| 事 項 | 限 度 額 | 令和元年度末までの支出(見込)額 | |
|------------------------------|---------|------------------|-----|
| | | 期 間 | 金 額 |
| 新型コロナウイルスワクチン 住民接種包括業務委託料 | 367,028 | — | — |

(千円)

| 令和2年度以降の支出予定額 | | 左の財源内訳 | | | |
|---------------------|---------|---------|----|-----|------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| 期間 | 金額 | 国県支出金 | 市債 | その他 | |
| 令和2年度 ┆ 令和3年度 | 367,028 | 367,028 | — | — | — |

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第3号並びに第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

| 専決処分 年月日 | 発生年月日 | 原因 | 市が負担すべきもの | 所属 |
|--------------|---------------|------|-----------|-------|
| 令和 2.12.7 | 令和 2.10.6 | 交通事故 | なし | 福祉課 |
| 令和 3.1.5 | 令和 2.11.25 | 交通事故 | なし | 高年福祉課 |

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

| 専決処分 年月日 | 発生年月日 | 原因 | 市が負担すべきもの | | 所属 |
|--------------|---------------|--------|-----------|----------|-------|
| | | | | うち損害賠償額 | |
| 令和 2.12.1 | 令和 2.10.6 | 交通事故 | 83,386円 | 45,891円 | 学校給食課 |
| 令和 2.12.7 | 令和 2.8.11 | 交通事故 | 24,512円 | 8,231円 | 尾西消防署 |
| 令和 2.12.7 | 令和 2.10.2 | 車両損傷事故 | 44,726円 | 44,726円 | 清掃対策課 |
| 令和 2.12.7 | 令和 2.10.19 | 車両損傷事故 | 117,618円 | 117,618円 | 維持課 |

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

| 専決処分 年月日 | 訴えの提起 年月日 | 事件名 | 概要 |
|----------------|----------------|---|----------------------------------|
| 令和 3. 1. 14 | 令和 3. 1. 15 | 名古屋地方裁判所一宮支部令和3年(ワ)第22号 市営住宅明渡し等請求事件 | 市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起 |

報告第2号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和3年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度 事業計画書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 192回 4月9日から3月23日
 中学校 192回 4月9日から3月23日

| | 総食数 |
|--------|------------|
| 共同調理場 | 4,691,691食 |
| 単独校調理場 | 1,520,262食 |
| 計 | 6,211,953食 |

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食（米飯・パン・麺）及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位：千円)

| | 副食材料 | 主食 | 牛乳 | 計 |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 共同調理場 | 698,559 | 270,521 | 260,040 | 1,229,120 |
| 単独校調理場 | 228,257 | 86,078 | 84,261 | 398,596 |
| 計 | 926,816 | 356,599 | 344,301 | 1,627,716 |

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位：円)

| | 小学校 | 中学校 |
|--------|-----|-----|
| 共同調理場 | 250 | 285 |
| 単独校調理場 | 250 | 285 |

年間徴収予定額

(単位：千円)

| | 共同調理場 | 単独校調理場 | 計 |
|----|-----------|---------|-----------|
| 金額 | 1,229,120 | 398,596 | 1,627,716 |

対象予定食数

| | 小学校 | | 中学校 | | 計 | |
|---------|-----|--------|-----|--------|----|--------|
| | 校 | 食数 | 校 | 食数 | 校 | 食数 |
| 南部共同調理場 | 18 | 8,562 | 8 | 4,563 | 26 | 13,125 |
| 北部共同調理場 | 14 | 8,206 | 7 | 4,233 | 21 | 12,439 |
| 共同調理場計 | 32 | 16,768 | 15 | 8,796 | 47 | 25,564 |
| 単独校調理場 | 10 | 5,289 | 4 | 2,872 | 14 | 8,161 |
| 合計 | 42 | 22,057 | 19 | 11,668 | 61 | 33,725 |

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に関する事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

令和3年度 収 支 予 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 事業会計 | 法人会計 | 合 計 | 前年度当初予算額 | 増 減 | 備 考 |
|---------------------|----------------------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | | | |
| 基本財産運用益 | 0 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| 基本財産収入 | 0 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| 事業収益 | 1,627,716,000 | 0 | 1,627,716,000 | 1,647,470,000 | △ 19,754,000 | |
| 給食費収入 | 1,627,716,000 | 0 | 1,627,716,000 | 1,647,470,000 | △ 19,754,000 | |
| 給食費収入(共同調理場) | 1,229,120,000 | 0 | 1,229,120,000 | 1,246,056,000 | △ 16,936,000 | |
| 給食費収入(単独校調理場) | 398,596,000 | 0 | 398,596,000 | 401,414,000 | △ 2,818,000 | |
| 受取市補助金等 | 45,225,000 | 4,726,000 | 49,951,000 | 32,815,000 | 17,136,000 | |
| 市補助金 | 45,224,000 | 4,726,000 | 49,950,000 | 32,814,000 | 17,136,000 | |
| 市補填金 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 雑収益 | 286,000 | 0 | 286,000 | 530,000 | △ 244,000 | |
| 雑入 | 286,000 | 0 | 286,000 | 530,000 | △ 244,000 | |
| 経常収益計 | 1,673,227,000 | 4,729,000 | 1,677,956,000 | 1,680,818,000 | △ 2,862,000 | |
| (2) 経常費用 | | | | | | |
| 事務費 | 45,224,000 | 0 | 45,224,000 | 29,872,000 | 15,352,000 | |
| 給料 | 14,495,000 | 0 | 14,495,000 | 14,347,000 | 148,000 | |
| 諸手当 | 22,741,000 | 0 | 22,741,000 | 7,587,000 | 15,154,000 | |
| 共済費 | 3,811,000 | 0 | 3,811,000 | 3,743,000 | 68,000 | |
| 賃金 | 2,790,000 | 0 | 2,790,000 | 2,803,000 | △ 13,000 | |
| 旅費 | 96,000 | 0 | 96,000 | 95,000 | 1,000 | |
| 需用費 | 509,000 | 0 | 509,000 | 568,000 | △ 59,000 | |
| 役務費 | 771,000 | 0 | 771,000 | 718,000 | 53,000 | |
| 備品購入費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 負担金・補助及び交付金 | 9,000 | 0 | 9,000 | 9,000 | 0 | |
| 公課費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 事業費 | 1,627,716,000 | 0 | 1,627,716,000 | 1,647,470,000 | △ 19,754,000 | |
| 原材料費(共同調理場) | 1,229,120,000 | 0 | 1,229,120,000 | 1,246,056,000 | △ 16,936,000 | |
| 原材料費(単独校調理場) | 398,596,000 | 0 | 398,596,000 | 401,414,000 | △ 2,818,000 | |
| 徴収不能額 | 286,000 | 0 | 286,000 | 223,000 | 63,000 | |
| 雑費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 1,000 | |
| 減価償却費 | 0 | 287,000 | 287,000 | 287,000 | 0 | |
| 管理費 | 0 | 4,729,000 | 4,729,000 | 2,943,000 | 1,786,000 | |
| 給料 | 0 | 1,611,000 | 1,611,000 | 1,595,000 | 16,000 | |
| 諸手当 | 0 | 2,527,000 | 2,527,000 | 801,000 | 1,726,000 | |
| 共済費 | 0 | 424,000 | 424,000 | 384,000 | 40,000 | |
| 旅費 | 0 | 16,000 | 16,000 | 19,000 | △ 3,000 | |
| 需用費 | 0 | 12,000 | 12,000 | 11,000 | 1,000 | |
| 役務費 | 0 | 106,000 | 106,000 | 100,000 | 6,000 | |
| 備品購入費 | 0 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 負担金・補助及び交付金 | 0 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 公課費 | 0 | 31,000 | 31,000 | 31,000 | 0 | |
| 経常費用計 | 1,673,227,000 | 5,016,000 | 1,678,243,000 | 1,680,795,000 | △ 2,552,000 | |
| 評価損益等調整前当期計上増減額 | 0 | △ 287,000 | △ 287,000 | 23,000 | △ 310,000 | |
| 当期経常増減額 | 0 | △ 287,000 | △ 287,000 | 23,000 | △ 310,000 | |

(単位:円)

| 科 目 | 事業会計 | 法人会計 | 合 計 | 前年度当初予算額 | 増 減 | 備 考 |
|---------------|------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| 2. 経常外増減の部 | | | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 他会計振替額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | △ 287,000 | △ 287,000 | 23,000 | △ 310,000 | |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 886,000 | 886,000 | 863,001 | 22,999 | |
| 一般正味財産期末残高 | 0 | 599,000 | 599,000 | 886,001 | △ 287,001 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 0 | 10,599,000 | 10,599,000 | 10,886,001 | △ 287,001 | |

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

| 科 目 | 事業会計 | 法人会計 | 合 計 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|------------|------|------|-----|-----------|-----------|-----|
| 【投資活動収支の部】 | | | | | | |
| 1. 投資活動収入 | | | | | | |
| 投資活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 投資活動支出 | | | | | | |
| 固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 | 310,000 | △ 310,000 | |
| 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | 310,000 | △ 310,000 | |
| 投資活動支出計 | 0 | 0 | 0 | 310,000 | △ 310,000 | |
| 投資活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | △ 310,000 | 310,000 | |
| 【財務活動収支の部】 | | | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | | | |
| 財務活動収入計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 財務活動支出 | | | | | | |
| 財務活動支出計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

報告第3号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和3年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地（以下「公拡法及び収用法等による買取り用地」という。）の取得を予定しています。

| 事業の区分 | | 取得面積 (㎡) | 処分予定年度 | 処分の相手 |
|------------|----------------------|----------|--------|-------|
| 1. 公有地取得事業 | 1. 公拡法及び収用法等による買取り用地 | 2,000.00 | — | 一宮市 |
| | 合計 | 2,000.00 | | |

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、公拡法及び収用法等による買取り用地の処分を予定しています。

| 事業の区分 | | 処分面積 (㎡) | 処分の相手 | 処分の方法 |
|------------|----------------------|----------|-------|----------------|
| 1. 公有地取得事業 | 1. 公拡法及び収用法等による買取り用地 | 1,000.00 | 一宮市 | 当初の覚書等に基づく随意契約 |
| | 合計 | 1,000.00 | | |

令和3年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和3年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,000.00 m²
- (2) 用地処分面積 1,000.00 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

| | |
|---------------|------------|
| 第1款 事業収益 | 135,857 千円 |
| 第1項 公有地取得事業収益 | 127,860 千円 |
| 第2項 附帯等事業収益 | 7,996 千円 |
| 第3項 補助金等収益 | 1 千円 |
| 第2款 事業外収益 | 26 千円 |
| 第1項 受取利息 | 7 千円 |
| 第2項 雑収益 | 19 千円 |

支 出

| | |
|----------------|------------|
| 第1款 事業原価 | 130,052 千円 |
| 第1項 公有地取得事業原価 | 127,565 千円 |
| 第2項 附帯等事業原価 | 2,487 千円 |
| 第2款 販売費及び一般管理費 | 2,811 千円 |
| 第1項 販売費及び一般管理費 | 2,811 千円 |
| 第3款 事業外費用 | 11 千円 |
| 第1項 支払利息 | 10 千円 |
| 第2項 雑損失 | 1 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額127,565千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

| | |
|-----------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 258,731 千円 |
| 第1項 長期借入金 | 258,731 千円 |

支 出

| | |
|--------------|------------|
| 第1款 資本的支出 | 386,296 千円 |
| 第1項 公有地取得事業費 | 258,731 千円 |
| 第2項 長期借入金償還金 | 127,565 千円 |

(長期借入金)

第5条 長期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表長期借入金」による。

2 長期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借り入れることができる。

第1表 長期借入金

| 借入の目的 | 限度額 | 借入の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|------------|-------|----------------|---------------------|
| 公有地取得事業 | 258,731 千円 | 証書借入等 | 年 1.00 % 以内 | 公有地取得事業収益等をもって償還する。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

令和3年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 予 算 科 目 の 区 分 | | | 説 明 |
|---------------|--------------|------------------------|----------------------|
| 款 | 項 | 目 | |
| 1. 事業収益 | | | |
| 135,857 | 1. 公有地取得事業収益 | | |
| | 127,860 | 1. 公有用地売却収益 127,859 | ○公有用地 |
| | | 2. 代替地売却収益 1 | ○公共事業等代替地 |
| | 2. 附帯等事業収益 | | |
| | 7,996 | 1. 保有土地賃貸等収益 6,309 | ○保有土地一時使用料 |
| | | 2. 附帯事業収益 1,687 | ○公共事業等代替地管理事業負担金 |
| | 3. 補助金等収益 | | |
| | | 1. 補助金等収益 1 | ○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等 |
| 2. 事業外収益 | | | |
| 26 | 1. 受取利息 | | |
| | 7 | 1. 受取利息 7 | ○預金利息 |
| | 2. 雑収益 | | |
| | 19 | 1. その他の雑収益 19 | ○電柱敷地一時使用料 |
| 収益的収入合計 | | | 135,883 |

支 出

(単位：千円)

| 予 算 科 目 の 区 分 | | | 説 明 |
|---------------|---------------|------------------------|--|
| 款 | 項 | 目 | |
| 1. 事業原価 | | | |
| 130,052 | 1. 公有地取得事業原価 | | |
| | 127,565 | 1. 公有用地売却原価 127,564 | ○公拡法及び収用法等による買取り用地 |
| | | 2. 代替地売却原価 1 | ○公共事業等代替地 |
| | 2. 附帯等事業原価 | | |
| | 2,487 | 1. 保有土地賃貸等原価 800 | ○駐車場管理費等 |
| | | 2. 附帯事業原価 1,687 | ○公共事業等代替地管理費 |
| 2. 販売費及び一般管理費 | | | |
| 2,811 | 1. 販売費及び一般管理費 | | |
| | 2,811 | 1. 人件費 2,027 | ○報酬 337 ○給料 1,097 ○手当等 363 ○法定福利費 230 |
| | | 2. 経費 784 | ○旅費 30 ○需用費 372 ○役務費 260 ○使用料及び賃借料 10 ○負担金補助及び交付金 40 ○補償費 1 ○公租公課 61 ○雑費 10 |
| 3. 事業外費用 | | | |
| 11 | 1. 支払利息 | | |
| | 10 | 1. 支払利息 10 | ○一時借入金利息 |
| | 2. 雑損失 | | |
| | 1 | 1. 雑損失 1 | |
| 収 益 的 支 出 合 計 | | | 132,874 |

資本的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

| 予 算 科 目 の 区 分 | | | 説 明 |
|---------------|----------|----------|---------------|
| 款 | 項 | 目 | |
| 1. 資本的収入 | | | |
| 258, 731 | 1. 長期借入金 | | |
| | 258, 731 | 1. 長期借入金 | ○公有地取得事業資金借入金 |
| | | 258, 731 | |

支 出

(単位：千円)

| 予 算 科 目 の 区 分 | | | 説 明 |
|---------------|-------------|-------------|------------------|
| 款 | 項 | 目 | |
| 1. 資本的支出 | | | |
| 386, 296 | 1. 公有地取得事業費 | | |
| | 258, 731 | 1. 公有地取得事業費 | ○用地費 200, 000 |
| | | 258, 731 | ○補償費 50, 000 |
| | | | ○測量試験費 1, 000 |
| | | | ○諸経費 1, 000 |
| | | | ○支払利息 6, 731 |
| | 2. 長期借入金償還金 | | |
| | 127, 565 | 1. 長期借入金償還金 | ○公有地取得事業資金借入金償還金 |
| | | 127, 565 | |

令和3年度一宮市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

| 区 分 | 前年度決算見込額 | 当年度予定額 | 増 △減 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 受入資金 | 138,027 | 476,586 | 338,559 |
| 公有地取得事業収益 | 42,832 | 127,860 | 85,028 |
| 附帯等事業収益 | 8,153 | 7,996 | △ 157 |
| 補助金等収益 | 0 | 1 | 1 |
| 受取利息 | 7 | 7 | 0 |
| 雑収益 | 19 | 19 | 0 |
| 長期借入金 | 8,140 | 258,731 | 250,591 |
| 事業未収金 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度繰越金 | 78,876 | 81,972 | 3,096 |
| 支払資金 | 56,055 | 391,605 | 335,550 |
| 公有地取得事業費 | 495 | 258,731 | 258,236 |
| 長期借入金償還金 | 42,587 | 127,565 | 84,978 |
| 附帯等事業原価 | 2,599 | 2,487 | △ 112 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,573 | 2,811 | 238 |
| 支払利息 | 0 | 10 | 10 |
| 雑損失 | 0 | 1 | 1 |
| 未払金 | 7,645 | 0 | △ 7,645 |
| 預り金等支出 | 156 | 0 | △ 156 |
| 差 引 | 81,972 | 84,981 | 3,009 |

令和3年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | | |
|---|----------------|---------|---------|
| 1 | 事業収益 | | |
| | (1) 公有地取得事業収益 | 127,860 | |
| | (2) 附帯等事業収益 | 7,996 | |
| | (3) 補助金等収益 | 1 | 135,857 |
| 2 | 事業原価 | | |
| | (1) 公有地取得事業原価 | 127,565 | |
| | (2) 附帯等事業原価 | 2,487 | 130,052 |
| | 事業総利益 | | 5,805 |
| 3 | 販売費及び一般管理費 | | |
| | (1) 販売費及び一般管理費 | | 2,811 |
| | 事業利益 | | 2,994 |
| 4 | 事業外収益 | | |
| | (1) 受取利息 | 7 | |
| | (2) 雑収益 | 19 | 26 |
| 5 | 事業外費用 | | |
| | (1) 支払利息 | 10 | |
| | (2) 雑損失 | 1 | 11 |
| | 経常利益 | | 3,009 |
| | 当期純利益 | | 3,009 |

令和3年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

| | | | |
|---|--------------|---------|-----------|
| 1 | 流動資産 | | |
| | (1) 現金及び預金 | 84,981 | |
| | (2) 公有用地 | 787,619 | |
| | (3) 代替地 | 525,146 | |
| | 流動資産合計 | | 1,397,746 |
| 2 | 固定資産 | | |
| | (1) 有形固定資産 | | |
| | ア 車両その他の運搬具 | 1,390 | |
| | 減価償却累計額 | 1,390 | 0 |
| | (2) 投資その他の資産 | | |
| | ア 長期性預金 | 10,000 | |
| | 固定資産合計 | | 10,000 |
| | 資産合計 | | 1,407,746 |

負債の部

| | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 固定負債 | | |
| | (1) 長期借入金 | 1,312,765 | |
| | 固定負債合計 | | 1,312,765 |
| | 負債合計 | | 1,312,765 |

資本の部

| | | | |
|---|-------------|--------|-----------|
| 1 | 資本金 | | |
| | (1) 基本財産 | 10,000 | |
| | 資本金合計 | | 10,000 |
| 2 | 準備金 | | |
| | (1) 前期繰越準備金 | 81,972 | |
| | (2) 当期純利益 | 3,009 | |
| | 準備金合計 | | 84,981 |
| | 資本合計 | | 94,981 |
| | 負債・資本合計 | | 1,407,746 |

令和3年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | | |
|---|---------------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| | 公有地取得事業収入 | 127,860 | |
| | その他事業収入 | 8,015 | |
| | 補助金等収入 | 1 | |
| | 公有地取得事業支出 | △ 258,731 | |
| | その他事業支出 | △ 2,487 | |
| | 人件費支出 | △ 2,027 | |
| | その他の業務支出 | △ 785 | |
| | 小計 | | △ 128,154 |
| | 利息の受取額 | | 7 |
| | 利息の支払額 | | △ 10 |
| | 事業活動によるキャッシュ・フロー合計 | | △ 128,157 |
| 2 | 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| | 該当なし | | |
| 3 | 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| | 長期借入による収入 | 258,731 | |
| | 長期借入金の返済による支出 | △ 127,565 | |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー合計 | | 131,166 |
| 4 | 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) | | 3,009 |
| 5 | 現金及び現金同等物期首残高 | | 81,972 |
| 6 | 現金及び現金同等物期末残高 | | 84,981 |

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、今期末の有形固定資産の予定額は1円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 長期借入金のうち金融機関からの調達資金（今期末予定額550,131千円）には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第4号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和3年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和3年3月1日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

わが国の経済は、令和2年11月からの新型コロナウイルス感染症の第3波による感染再拡大の中、飲食店等の営業時間短縮や外出自粛などの感染防止対策が実施されました。しかし、失業率の上昇など雇用所得環境の悪化もあり、個人消費は新型コロナ流行前を下回る水準が続く見通しとなっています。

市場においては、異常気象による不安定な青果物の入荷、少子高齢化や核家族化の影響による食料消費の減少を始め、食の安全・安心の重要性の問題、消費者ニーズの多様化など多くの問題を抱えております。

これらの問題に対して、付加価値の向上や経営コストの削減などにより、市場経営の安定と向上を図り、生産者・消費者に求められ期待される市場を目指していく必要があります。

本年度は、次に掲げる事項を重点課題として取り組んでいきます。

(1) 卸売市場の体質強化

卸売市場においては、輸入食料の増加、量販店の産地直送などによる市場を通さない取引、さらにはインターネット取引など流通の多様化で取扱量・売上高ともに減少が続いています。

この状況に対して、他市場では経営基盤を確立するために、市場間統合や市場民営化などが進められています。

このような他市場の動向も注視しながら運営方法を研究していきます。

(2) 卸売市場活性化への取組み

卸売市場が産地のブランド品の増加に対して機能を発揮するためには、卸売市場関係者が連携して流通の要請に応えていく必要があります。

- ① 卸売事業者、生産者及び消費者などが連携し、消費者情報や商品情報の提供及び商品開発などの機能の強化を図ります。
- ② 食品の安全性の確保及び品質管理の徹底を図り、消費者への安全な食品の提供を図ります。
- ③ 地場野菜の消費拡大のために、消費者に地産地消を促すとともに、食育啓発事業の推進を図ります。
- ④ 一宮地方総合卸売市場経営改革委員会の提言書による活性化策に取り組んでいきます。

(3) 食の安全・安心の確保

食品業界における偽装表示や廃棄食品の不正利用、生産作物の残留農薬問

題など消費者の信頼を揺るがす不祥事や事故により、食の安全・安心の確保が重要性を増しています。

食品業界においては、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保するため、食の安全・安心に対する取組みを一層推進していく必要があります。

- ① 食の安全・安心への関心が高まる中で、卸売市場を経由して流通する生鮮食品の安全についても、生産者や生産地の明確化など消費者の信頼を損なわないよう食の安全・安心を確保するよう図ります。
- ② ポジティブリスト(残留農薬の基準)制度については、生産者を含む市場関係者とその制度の趣旨を十分に理解し、食の安全を守る責任ある立場にあることを自覚するとともに、その使命を果たすことが重要であります。

食の安全・安心に関しては業務の基本であり、生産者を含む市場関係者のコンプライアンス(法令遵守)体制の確立などにより意識の高揚を図ります。

(4) 事業発展への取組み

卸売事業者や関連事業店舗組合など市場関係者には、既存の事業の見直しにより事業の改善及び拡大への積極的な取組みを図ります。

特に、地域への市場開故事業による関連店舗の売り上げの向上と消費拡大のため平成8年度から実施している「日曜新鮮市」に関しては、来場者増のために内容の充実を図り、関連店舗の消費者利用のPRに努め事業の推進を図ります。

(5) 事務事業の見直し及び効果

市場取扱高の減少が進む中で、市場の運営に関する開設者の責任と役割が大変重要になってきております。

特に、事業実施においては事業効果を十分に検討し、より大きな効果を得るように努めます。

事務事業においては常に簡素で効率的な事業運営を基本とし、より一層の経費節減に努めます。

(6) 施設などの維持管理

市場の関係施設は開設から40年になり、建物や設備等の老朽化が全般的に激しくなってきました。建物や設備の大規模改修には多額の経費を要するため、適正に点検を実施することで施設の延命化に努めます。

(7) 借入金の償還

長期借入金の償還については、財務体質の改善及び財政運営の安定化に努め計画的に償還を行います。

2. 令和3年度取扱高の目標

(単位:トン・百万円)

| 取扱高 | | 数 量 | 金 額 |
|-----|-----|---------|-------|
| 品 目 | | | |
| 青果物 | 野 菜 | 8,452.5 | 2,489 |
| | 果 実 | 1,026.9 | 334 |
| | その他 | 28.4 | 19 |
| 小 計 | | 9,507.8 | 2,842 |
| 水産物 | | 13.7 | 14 |
| 合 計 | | 9,521.5 | 2,856 |

※ 参考

(単位:トン・百万円)

| 取扱高 品 目 | | H30年度実績 | | R元年度実績 | | R2年度見込 (1,2,3月分はH29年度~R1 年度の平均値より算出) | |
|------------|-----|---------|-------|--------|-------|--|-------|
| | | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |
| 青果物 | 野 菜 | 9,389 | 2,412 | 8,645 | 2,172 | 8,050 | 2,370 |
| | 果 実 | 1,232 | 358 | 858 | 269 | 978 | 318 |
| | その他 | 93 | 28 | 29 | 23 | 27 | 18 |
| 小 計 | | 10,714 | 2,798 | 9,532 | 2,464 | 9,055 | 2,706 |
| 水産物 | | 11 | 17 | 11 | 13 | 13 | 13 |
| 合 計 | | 10,725 | 2,815 | 9,543 | 2,477 | 9,068 | 2,719 |

3. 長期借入金の償還

令和3年度元金償還計画

| 借入先 | 償還金(円) | 返済財源 |
|--------|------------|------|
| 一宮市 | 0 | |
| 愛知西農協① | 9,996,000 | 自己資金 |
| 愛知西農協② | 6,000,000 | 自己資金 |
| 計 | 15,996,000 | |

* 令和2年度末長期借入金残高

| | |
|--------|--------------|
| 一宮市 | 435,550,000円 |
| 愛知西農協① | 45,855,000円 |
| 愛知西農協② | 30,000,000円 |

4. 預り保証金

令和3年度

(単位:円)

| 期首残高 | 期中返済額 | 新規見込額 | 期末残高 |
|------------|-------|---------|------------|
| 24,236,135 | 0 | 707,200 | 24,943,335 |

*新規テナント1コマ

令和2年度

(単位:円)

| 期首残高 | 期中返済額 | 期中預り額 | 期末残高 |
|------------|---------|---------|------------|
| 24,267,815 | 390,720 | 359,040 | 24,236,135 |

令和3年度収支計画(案)

単位：千円

| 科 目 | | 金 額 | | |
|--------------------------|---------|--------|--------|---------|
| 営業収益 | | | | |
| | 売上高使用料 | 7,500 | | |
| | 施設使用料 | 82,000 | | |
| 市賃市雑受 | 市場貸取 | | 89,500 | |
| | 使用収益 | | 6,000 | |
| | 共収 | | 3,200 | |
| | 利 | | 1,845 | |
| | 料入費入息 | | 10 | |
| | | | | 100,555 |
| 営業費用 | | | | |
| | 一般管理費 | | 2,150 | |
| 役員料 | 報手 | | 13,300 | |
| 役給賃退厚旅交会広水消修保借減負租車火通リ清雑支 | 職生費 | | 900 | |
| | 給付費 | | 2,400 | |
| | 福利通 | | 150 | |
| | 福交際議宣光 | | 30 | |
| | 伝熱 | | 10 | |
| | 品 | | 650 | |
| | 理 | | 2,400 | |
| | 却 | | 600 | |
| | 公 | | 20,000 | |
| | 險 | | 5,800 | |
| | 入生 | | 5,600 | |
| | 利 | | 11,000 | |
| | 費 | | 2,400 | |
| | 料 | | 5,500 | |
| | 費 | | 200 | |
| | 課 | | 1,800 | |
| | 費 | | 150 | |
| | 料 | | 170 | |
| | 費 | | 4,500 | |
| | 費 | | 4,000 | |
| | 息 | | 1,000 | |
| | | | | 84,710 |
| 税法当 | 引前当期純利益 | | | 15,845 |
| | 人 | | | 7,130 |
| | 期純利 | | | 8,715 |